

あいしん



子育て応援!



はぐくみ定期積金



「はぐみんカード」または「ぴよかカード」をご提示されたお客様に定期積金の金利を優遇いたします!!

スーパー定期積金 店頭表示金利(年利回り)

十年 0.2%



ご利用いただける方	・個人「18歳以下のお子様がいるご家庭で、カード1枚につき1口座のみとさせていただきます。」 ・「ぴよかカード」「はぐみんカード」等を提示していただきます。
お取扱い条件	・お子さまのお名前前で「はぐくみ定期積金」および「普通預金口座」をご契約いただける方。
お取扱期間	平成31年4月1日(月)～令和2年3月31日(火)
契約期間	3年(36回)・4年(48回)・5年(60回)
預入方式	・預入方法 毎月の約定日に窓口・集金・自動振替によりお預け入れいただけます。 掛金のまとめ掛けはできません。 ・預入金額 50,000円以内 ・預入単位 1,000円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して支払います。
利息	・適用金利 固定金利「契約時の店頭表示金利(年利回り)+0.2%を満期まで適用します」 ・利払方法 給付補填準備金は満期日以降に一括して支払います。 ・計算方法 付利単位を100円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受け取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
中途解約	満期日前に解約する場合は、次の①、②の中途解約利率により計算した利息とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合、解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合、約定利回り×60% (ただし、解約日の普通預金利率を下限とする)
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または業務部(9時～17時、電話:0120-113-003)にお申し出ください。
紛争解決措置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記業務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
その他	・預入が遅延した場合には満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期金の支払いは満期日が当金庫休業日の場合、翌営業日となります。 ・預金保険制度の対象となる預金です。 ・金利情勢により店頭表示金利が変更になる場合がございます。

当金庫は、個人情報の保護に関する法律及び金融分野における個人情報に関するガイドライン、その他法令等を遵守し、機密性・正確性の確保に努めます。